２．創業支援事業

１　目的

①創業者のスタートアップを支援し、地域経済の活性化及び移住促進を図り、名寄市の商工業の活力を高める。

②創業支援を通じて、市内事業所数の維持を図り、中心市街地はもとより市内経済全体のにぎわいを創出する。

２　補助区分と事業費・補助率・限度額

①トライアル創業支援事業

ア）店舗、事務所支援補助金

・事業費 30 万円以上　・補助率 20/100　・限度額 50 万円

イ）家賃支援補助金（名寄市都市計画「商業地域」のみ対象）

・補助率 25/100　・限度額 30 万円

１年間の家賃のみ対象。家賃支払い１年後に補助金の受け取りとなります。

②特定創業支援事業

ア）店舗、事務所支援補助金

・事業費 50 万円以上　・補助率 50/100　・限度額 100 万円

イ）家賃支援補助金（名寄市都市計画「商業地域」のみ対象）

・１年目　補助率 25/100　限度額 30 万円

・２年目　補助率 15/100　限度額 20 万円

２年間の家賃が対象となります。それぞれ家賃支払い１年後に申請いただき補助金の受け取りとなります。

ウ）経営支援補助金

・補助率 10/10　・補助限度額　１年目 15 万円　２年目 10 万円

経営に係るランニングコスト（光熱費、宣伝広告費等）が対象となります。それぞれの１年間の支出後に申請いただき補助金の受け取りとなります。

次に該当する場合は限度額を増額する。

①名寄市立地適正化計画「都市機能誘導区域」へ新築・移転・増築等をする場合

限度額 50 万円

②名寄市都市計画用途区域「商業地域」へ新築・移転・増築等をする場合

限度額 50 万円（実質 100 万円）

③風連地区においては、名寄市都市計画用途区域「商業地域」へ新築・移転・増築等をする場合

限度額 100 万円

上　限　額		区　域		
		な　し	都市機能誘導区域 **(50 万円増額)**	商業地域 **(50 万円増額)**
名寄地区	ﾄﾗｲｱﾙ創業支援	50 万円	100 万円	150 万円
	特定創業支援	100 万円	150 万円	200 万円
風連地区	ﾄﾗｲｱﾙ創業支援	50 万円	―	150 万円
	特定創業支援	100 万円	―	200 万円

総括表

		トライアル創業支援	特定創業支援事業
店舗・事務所支援			
	補助対象	30 万円以上	50 万円以上
	補助率	20/100	50/100
	補助限度額	50 万円	100 万円
	加算　名寄地区	都市機能地域 50 万円　商業地域 50 万円	
	加算　風連地区	商業地域 100 万円	
	要件	機器・設備は全体事業費の 1/2 以内	
家賃支援			
	補助率	1 年目　25/100	1 年目　25/100
		―	2 年目　15/100
	補助限度額	1 年目　30 万円	1 年目　30 万円
		―	2 年目　20 万円
	要件	商業地域内の創業のみ対象	
経営支援			
	補助率	―	10’/10
	補助限度額	―	1 年目　15 万円
		―	２年目　10 万円
その他要件		3 年以上継続した事業 1 日概ね５時間以上、週 5 日以上の営業	
			特定創業支援事業の認定（会議所・商工会等の相談・アドバイス）

【名寄地区】

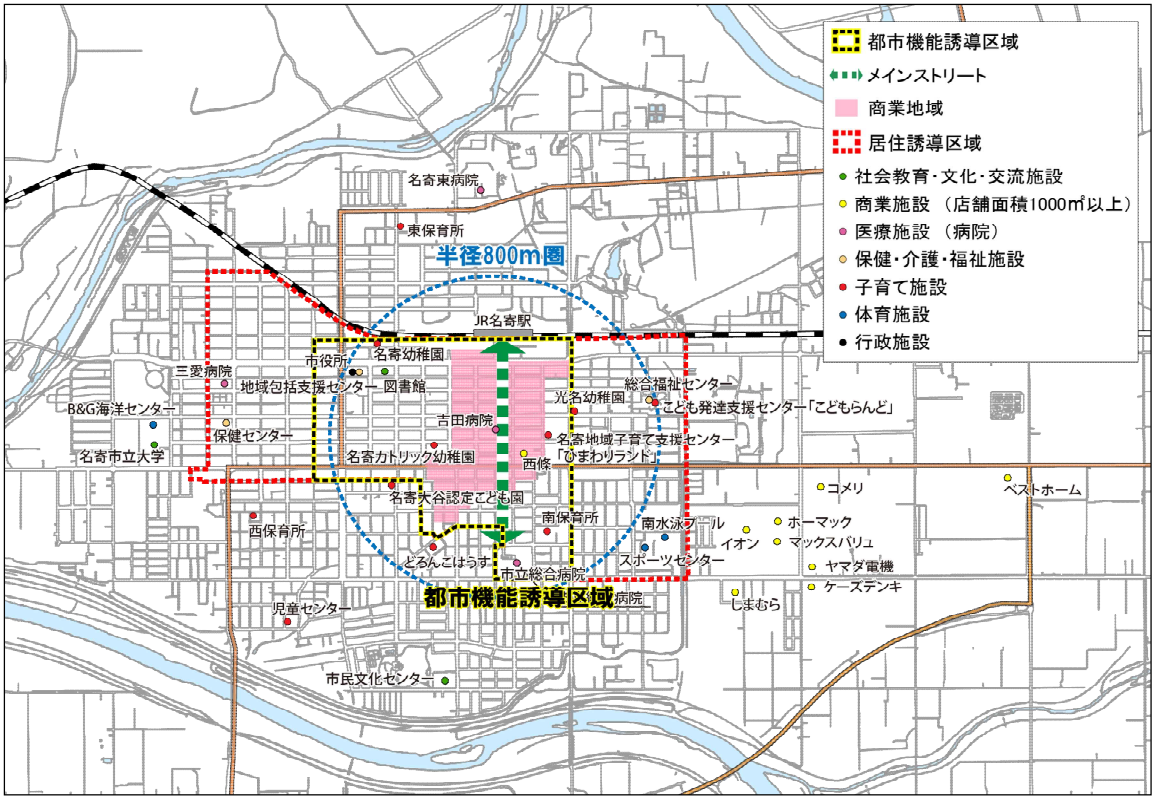
都市機能誘導区域
メインストリート
商業地域
居住誘導区域
社会教育・文化・交流施設
商業施設（店舗面積1000㎡以上）
医療施設（病院）
保健・介護・福祉施設
子育て施設
体育施設
行政施設
名寄東病院
東保育所
半径800m圏
JR名寄駅
市役所
名寄幼稚園
三愛病院
地域包括支援センター
図書館
総合福祉センター
光名幼稚園
こども発達支援センター「こどもらんど」
B&G海洋センター
保健センター
古田病院
名寄地域子育て支援センター「ひまわりランド」
名寄市立大学
名寄カトリック幼稚園
西條
名寄大谷認定こども園
コメリ
ベストホーム
西保育所
南保育所
南水泳プール
ホーマック
イオン
マックスバリュ
どるんこはうす
スポーツセンター
ヤマダ電機
市立総合病院
都市機能誘導区域
病院
ケーズデンキ
しまむら
児童センター
市民文化センター

【風連地区】

風連町大町
風連郵便局
風連町仲町
風連海洋センター
JA道北なよろ 本所
商業地域
善覚寺
名寄警察署風連駐在所
風連
風連出張所
風連町南町
宗谷本線

３　対象者

①トライアル創業支援

ア）創業（開業）予定又は創業から１年以内のもの（北海道信用保証協会の定める信用保証対象業種。ただし、病院、一般診療所、歯科診療所、大規模小売店舗及びチェーン店を除く。）

「創業者」の定義については、共通事項３ページ参照

イ）創業後３年以上継続した事業を行うこととし、１日概ね５時間以上、週５日以上の営業、事業経営を行うもの。

②特定創業者支援

ア）創業（開業）予定又は創業から１年以内のもの（北海道信用保証協会の定める信用保証対象業種。ただし、病院、一般診療所、歯科診療所、大規模小売店舗及びチェーン店を除く。）

イ）特定創業支援等事業の受講認定者

創業支援等事業計画に基づき創業支援等事業者（名寄市内では名寄商工会議所、風連商工会）から経営・財務・人材育成，販路開拓の４分野において各２ポイント（合計８ポイント）以上受講し、かつ、４分野の知識が身についたと認められる、認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書を受領したもの。

ウ）創業後３年以上継続した事業を行うこととし、１日概ね５時間以上、週５日以上の営業、事業経営を行うもの。

「創業者」の定義については、共通事項３ページ参照

・ <u>この補助金は、事務所や店舗等を営まれる方への補助金となります。</u>

「創業支援事業の対象事業者の考え方」２－10 ページ参照

【申請者となる条件】（下記の条件いずれにも該当すること）

- ◆ 市内に事務所や店舗等を開業予定又は開業してから 1 年以内のもの（開業届・営業許可証等の提出を求める場合があります）
- ◆ 法人の場合、市内に事務所、事業所の法人登記がなされているもの
- ◆ 暴力団員又は暴力団関係事業者が関与していないこと
- ◆ 市税を滞納していないこと
- ◆ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業のための店舗等に関する事業を営むものではないこと
- ◆ 北海道青少年健全育成条例（昭和 30 年北海道条例第 17 号）第 19 条に規定する有害がん具類を販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、もしくは交換する店舗等に該当しないこと

4 対象となる事業

創業の動機、取扱商品・サービス、セールスポイント、販売ターゲット、販売戦略、競合や市場など自社を取り巻く環境、事業の見通しが明確であること。

①店舗、事務所支援補助金

ア）事務所や店舗等の改修、設備等の導入・リースで、地元企業 (※) に発注するもので、補助対象経費が以下のものが対象となります。

○トライアル創業支援事業は 30 万円以上

○特定創業支援事業は 50 万円以上

※ 施工業者となる地元企業は、産業振興課での登録が必要です。

イ）施設と一体型以外の機器、設備等は 10 万円以上のものを補助対象とし、補助対象経費全体の 50%未満までを補助対象とします。ただし、汎用性が高いと判断される機器、備品については補助対象外とします。

②家賃支援補助金

事務所や店舗等を借り入れた際の 1 年間の賃借料（家賃）が対象となります。ただし、創業にあたり新たに契約した事務所や店舗等のみ対象とし、住居との併用のものは対象外とします。

ア）トライアル創業支援事業は 1 年間分が対象

イ）特定創業支援事業は 2 年間分が対象

③経営支援補助金

経営に係るランニングコスト（光熱費、宣伝広告費等）が対象となります。特定創業支援事業のみ２年間分が対象

④次に該当する業種の事務所や店舗等の改修については、対象外となります。

【対象外業種】

農業、農業的サービス業、林業、狩猟業、漁業、水産養殖業、金融・保険業、公序良俗に反する遊興娯楽業、風俗営業等の一部、病院、一般診療所、歯科診療所、大規模小売店舗及びチェーン店

⑤事業の「着手年月日」は、改修工事等の着手日又は設備・備品等の発注日のいずれか早い日とし、「完了年月日」は事業にかかる支出が全て完了した日又は補助金変更決定通知日のいずれか遅い日とします。

⑥補助対象となるためには、着手年月日よりも前に交付決定を受ける必要があります。

⑦補助事業の完了は、遅くても当該年度の３月末日までとしてください。なお、実績報告書の提出は、補助事業完了後 30 日以内又は当該年度の３月末日のいずれか早い日までに提出してください。

⑧事務所や店舗等の改修、設備やＩＴ関連機器の導入が補助対象となるかは、次の対象対象工事判別表でご確認ください。個別具体的な案件については、産業振興課にご相談ください。

【対象工事判別表】

内容	適否	備考
屋根・外壁・軒天の改修	×	
屋根・外壁・軒天の塗装 コーキング工事	×	
屋根に設置する雪止めの設置	×	
屋上防水塗装	×	
雨樋の取り替え	×	
フローリング（床）・クロス等の貼り替え	○	
ドア・ふすま・障子等・建具の交換	○	

間取り等の変更に伴う壁等の造作	○	
床や扉等のバリアフリー化・手すりの設置	○	
給水・排水工事	△	店舗の厨房等、営業に関わる部分に限定し、その区分が明らかな給水・排水設備に限り対象（兼用住宅の工事は対象外）
浴室・ユニットバス	△	ホテル・旅館の浴室の改修に限り対象
トイレ・洗面の改修・設置	△	客に使用させるトイレに限り対象
下水道等排水設備工事	△	トイレ等の内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う場合に限り対象
厨房機器・ガス給湯器・電気温水器の設置	△	厨房の内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う場合に限り対象
換気扇・換気空清機の設置	○	
カウンター・棚・収納の造作	○	
照明器具	△	内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う場合に限り対象
屋外照明	△	事務所や店舗等に取り付けられるもので、電気工事を伴うものに限り対象
電気製品（テレビ・ストーブ・エアコン・キャッシュレス端末などのＩＴ関連機器）の購入	△	機器・備品は取得価格が 10 万円以上のものを対象とし、補助対象経費の 50%未満であること テレビは取付工事を伴う壁掛け型、内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う埋込型に限り対象 プロジェクター・スピーカーは内装工事を伴うものに限り対象 ストーブ・エアコン・キャッシュレス端末は対象 ソフトウエアのみの購入は対象外
玄関フード・サンルームの増築	△	事務所や店舗等と一体と認められるものに限り対象
店舗組込車庫・物置の増改築	×	
店舗等と別棟の車庫・カーポート・物置の設置工事	×	
渡り廊下で住宅とつながる棟の増築	×	
農作業小屋（納屋・Ｄ型倉庫等）	×	
兼用住宅のうち、住宅部分の改修・増築	×	

兼用住宅のうち、事務所・店舗部分の改修・増築	○	
門・塀・駐車場・舗装・庭園等の外構工事	△	事務所や店舗等の出入口から道路までスロープの設置工事に限り対象
融雪槽・ロードヒーティングの設置	×	
広告・看板・ネオンサインの設置	△	事務所や店舗等に付属するものに限り対象
窓ガラス・窓（サッシ）・網戸の交換・設置	△	内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う場合に限り対象
太陽光発電装置の設置	×	
福利厚生施設の設置	△	事務所や店舗等に設置するもので、法令等で設置が義務化されているもの以外に限り対象
改修に伴う資材等の運搬・輸送費	○	
改修に伴う解体工事・廃材処理・産業廃棄物処理費	○	
養生・清掃費	○	
例示のない工事	△	個別審査により決定

棟を別にする事務所や店舗等の増築について、店舗の駐車場に簡易な構造の建築物を建築し、主たる店舗を補完する従たる店舗を建てる場合（例えば、お店の駐車場にソフトクリームの販売店舗を設けるようなケース)、その従たる店舗が、①建築基準法に基づく建築確認申請を行い設置するもの、②季節限定のものではなく、通年で営業する見込みであること、以上二つの条件を満たせば、この補助金の対象と判断します。

５　補助対象経費

①補助対象経費は、次に掲げる事項いずれにも該当するものであること。

ア）使用目的が事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

イ）補助金の交付決定日以降に発生した経費

ウ）証拠資料等によって金額が確認できる経費

②設備やIT機器関連をリースする場合は、１年分が対象となります。
ただし、リースの取得価額相当額と購入による取得価格の合計が補助対象経費の50%未満であること。

【補助対象外のものの例示】

- 交付決定前に工事契約、発注等を実施したもの
  ※ 見積書の徴取は交付決定前でも構いません。
- 事務費、消耗品費、調査費、設計費
- リース・レンタル料、中古物品の購入費
- 土地購入費、それに伴う保証料
- 法令等で設置が義務化されているもの
- 許認可に要する手数料
- 振込手数料、保険料
- 消費税（ただし、免税事業者については、消費税を含む経費を補助対象とします）

③国や北海道等から補助金等の助成を受けたときは、当該補助金等を控除した額（補助残）が補助対象経費となります。

④補助事業を自社調達で行う場合については、共通事項６ページ「補助事業における自社調達などを行う場合の利益等排除の考え方」参照

⑤原則として、消費税及び地方消費税は補助対象外となりますので、補助対象経費に含めないでください。ただし、免税事業者については、共通事項８ページ「消費税の取扱いについて」参照

６　創業支援事業の対象事業者の考え方

（基本的な考え方）

① 補助の対象者（申請者）は実際に経営を営む方となります。

②この補助金は、事務所や店舗等を営む方を対象とするもので、店舗等の不動産物件を他者へ賃貸し、財産収入を得る事業者を対象とするものではありません。

これは、限られた財源を、事務所や店舗等を営む方への支援を重点的に配分するためです。事務所や店舗等を営む方を直接支援し、消費者に魅力を感じていただけるような店づくりを進めることにより、名寄市の商工業の活力を高めることを期待するものです。

７　経営状況報告書の提出

補助申請年度の翌年度の４月及び翌々年度の４月に経営状況報告書を提出してください。各提出期限は４月末日となります。

８　申請フロー

①
相談する

新たに創業を検討した段階で産業振興課へ相談してください。

②
事業の選択

トライアル創業支援事業、特定創業支援事業を選択してください。

トライアル創業支援事業の場合

①
申請する

①
創業支援事業の認定申請・決定

家賃助成を利用の場合のみ申請と同時に事業認定申請を行ってください。
提出：事業認定申請書
　　賃貸契約書写

申請書（様式第１号）に次の書類を添付し、提出してください。

１　申請者の概要や事業内容を記載した事業計画書（参考様式）
２　経費明細書
３　納税証明書（市税の滞納がないことを証明）（交付手数料 300 円）
　次の窓口にて交付申請してください。
　　・名寄市役所名寄庁舎 税務課納税係
　　・名寄市役所風連庁舎 地域住民課総務・税務係
　交付申請には代表者の印鑑、代理の場合はさらにその方の印鑑が必要となります。
　申請時点で市税の納入義務を負わない場合も提出してください。

注 意 **納税証明書は発行日から１か月以内のもの**

４　改修工事等の見積書
５　設備・備品等の見積書及びカタログ
６　改修工事等の施工前の状況を撮影した写真
７　その他市長が必要と認める書類（図面、誓約書、消費税課税事業者等申出書、支店等が記載された登記簿謄本など）

③
補助金の交付決定

書類審査後、補助金の交付が決定したら、「補助金交付決定通知書」を

郵送します。申請～審査～決定～郵送まで約２週間かかります。

④
補助事業
の実施

事業計画書に基づき、改修工事等や設備・備品等の導入を実施する

④
事業計画
に変更が
発生した
とき

次に揚げる事項のいずれかに該当する変更が生じたときは変更承認申請書（様式第３号）を提出してください。

（１）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

（２）補助事業に要する経費又は補助金交付決定額の３割を超える変更をしようとするとき。

注 意 **交付決定額を超える変更（増額）はできません。**

（３）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に影響がない事業計画の細部の変更はこの限りでない。

変更承認申請書には、変更後の経費明細書（申請時に提出したものから変更箇所がわかるようにしてください。）を添付してください。
書類審査後、「補助金変更決定通知書」を郵送します。

⑤
事業が完
了したら

支払いが完了する・変更決定の通知が届くなど、事業が完了したら

完了後 30 日以内（当該年度の３月末日を越えるときは、３月末日まで）に、実績報告書（様式第５号）に次の書類を添付して提出してください。

１　経費明細書
２　支出を証明する書類等（領収書、振込明細書等の写し）
３　事業完了報告（施工後の写真等）
４　補助金振込先口座情報（口座通帳の写し等）
５　その他市長が必要と認める書類

⑥
補助事業
完了検査

実績報告書提出後、担当職員による補助事業の実地検査を実施します。
事務所や店舗等を訪問し、改修工事等の状況や導入した設備・備品等を確認します。

⑦
補助金の
確定

書類審査及び完了検査後、「補助金確定通知書」を郵送します。
実績報告～書類審査～実地検査～補助金の確定まで約２週間かかります。

↓

⑧
補助金の
振込

補助金の確定～振込まで、約２週間かかります。

↓

⑨
経営状況
報告書の
提出

申請年度の翌年度の４月及び翌々年度の４月に経営状況報告書を提出してください。提出期限は４月末日となります。

⑩
家賃助成
交付申請兼請求書

家賃助成は家賃を１年間払い終えた後、その証書（引き落し通帳の写し等）を添付して「交付申請書兼請求書」を提出してください。

↓

⑪
補助金の
交付決定

書類審査後、補助金の交付が決定したら、「補助金交付決定通知書」を郵送します。

↓

⑫
補助金の
振込

トライアル創業支援事業は１年分の家賃のみ補助の対象となります。

特定創業支援事業の場合

①
特定創業支
援等事業の
受講

創業支援等事業者（名寄市内では名寄商工会議所、風連商工会）から経営・財務・人材育成，販路開拓の４分野において各２ポイント（合計８ポイント）以上受講してください。

↓

②
証明書の受領

創業支援等事業者から受講証明書を発行してもらい、名寄市役所産業振興課へ提出してください。
４分野の知識が身についたと認められた場合、認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書を発行します。

特定創業支援等事業ポイント表

事　業　名	単　位	分　野				特記事項
		経営	財務	人材育成	販路開拓	
あさひかわＢｉｚＣａｆｅ事業	1講義(1時間)	1p	1p	1p	1p	出張Ｂｉｚ Ｃａｆｅ事業含む
ネット版あさひかわBizCafe事業	1講義(1時間)	1p	1p	1p	1p	相談１回以上必須
ワンストップ創業相談窓口事業	1回(1時間)	2p	2p	2p	2p	
移動創業相談	1回(1時間)	2p	2p	2p	2p	
シェアオフィス	1か月入居	8p				週１回程度各分野の相談必須
セミナー	1回(1.5時間)	2p				どの分野のポイントにするかは，セミナーの内容により決定する。
道北ビジネスプランコンテスト	ｴﾝﾄﾘｰ	1p	1p	1p	1p	
	一定評価以上	8p				最終プレゼン選考者
創業塾等（旭川商工会議所）	1講義(2時間)	2p	2p	2p	2p	創業塾
創業塾等（旭川商工会議所）	1回(1時間)	2p	2p	2p	2p	窓口相談
創業塾等（あさひかわ商工会）	1講義(2時間)	2p	2p	2p	2p	創業塾
創業塾等（あさひかわ商工会）	1回(1時間)	2p	2p	2p	2p	窓口相談
ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟ支援による起業支援事業（稚内商工会議所）	1回(1時間)	2p	2p	2p	2p	
創業支援事業（士別商工会議所）	1回(2時間)	2p	2p	2p	2p	
創業支援事業（朝日商工会）	1回(2時間)	2p	2p	2p	2p	
創業支援事業（名寄商工会議所）	1回(1時間)	2p	2p	2p	2p	
創業支援事業（風連商工会）	1回(2時間)	2p	2p	2p	2p	
ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟ創業支援事業（富良野商工会議所）	1回(1時間)	2p	2p	2p	2p	
創業支援事業（山部商工会）	1回(2時間)	2p	2p	2p	2p	
創業支援事業（留萌商工会議所）	1回(1時間)	2p	2p	2p	2p	

↓

③
申請する

申請手続き以降はトライアル創業支援事業と同様となります。
なお、特定創業支援事業は家賃助成が２ヵ年、経営補助（ランニング経費に対しての補助）が２ヵ年交付可能となります。
同様に家賃を１年間払い終えた後、その証書（引き落し通帳の写し等）、１年間の経営に係る支払証書（領収書等）を天部して「交付申請書兼請求書」を提出してください。